証券コード　6078
平成28年３月14日

株　主　各　位

東京都渋谷区千駄ケ谷五丁目21番14号
株式会社バリューＨＲ
代表取締役社長　藤田美智雄

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第15回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年３月28日（月曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成28年３月29日（火曜日）午前10時
２．場　　所　東京都港区元赤坂二丁目２番23号
明治記念館　１階　曙の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申しあげます。）

３．目的事項
報告事項
１．第15期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第15期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　会計監査人選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎当社では、定款第17条の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は１名とさせていただきます。
◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.valuehr.com/ir/index.html）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府が推進する経済政策や日銀による金融緩和政策を背景に、企業収益や雇用環境の改善傾向が持続し、概ね緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、中国をはじめとする新興国経済の景気の減速が見られ、海外景気の下振れリスクが懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが主要な顧客とする健康保険組合を取り巻く状況を見てみますと、平成27年度より、医療情報（レセプト）や健診結果の情報等のデータ分析に基づき、PDCAサイクルで効率的・効果的な保健事業を実践する取り組み、いわゆる「データヘルス計画」の実施が求められており、また、産業保健領域においても、企業での従業員の健康管理（健康診断の受診と保健指導の実施、メンタルヘルス対策や過重労働対策など）への取り組みは、安全配慮義務、生産性向上、企業価値向上の観点からもますます強化される傾向にあります。

このような環境の下、当社グループは、「健康管理のインフラを目指す」を事業ビジョンとして、健康保険組合、企業、個人を対象に、独自のシステムを用いた健康管理サービスを提供しております。当社グループの健康管理サービスは、主に健診予約システム及び健診結果管理システム等の機能を有するバリューカフェテリア®システムの提供と、これらのシステム利用に付随する健康診断や健康行動に関するデータ管理、並びに企業や健康保険組合の健康管理業務のアウトソーシングの受託を事業の柱として展開しております。また、健診データの管理・分析、健康診断の実施に係る予約、精算業務などの代行、健診結果に基づく保健指導の実施、健診機関への事務支援業務を行う健康管理事業を運営しております。また、健康管理サービスのほか、健康保険組合の新規設立支援のコンサルティング及び健康保険組合事務局の運営支援としての人材派遣等の業務も行っております。

当連結会計年度は、バリューカフェテリア®システムの新規導入及び利用が堅調に推移し、また「データヘルス計画」に係る新規契約の受託も始まり、これらに関連する売上が増加いたしました。一方で、内部管理体制強化に係る費用や事務所拡充のための費用等も増加いたしました。営業外収益としては、資金運用による運用益31,636千円を計上し、特別損失としては、過年度決算訂正関連費用13,285千円を計上しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は2,238,504千円（前期比11.3％増）、営業利益は331,381千円（同2.6％減）、経常利益は328,828千円（同30.5％増）、当期純利益は222,546千円（同78.5％増）となりました。

セグメント別の概況は次のとおりであります。

バリューカフェテリア事業

バリューカフェテリア事業は、健康保険組合、企業等の団体などを対象としたバリューカフェテリア®システムと、これを構成する健康管理各種サービス（健診予約システム、健診結果管理システム等）やカフェテリアプランの提供及びこれらのシステムを使った健康管理に付随する事務代行サービス、並びに健診機関への業務支援サービス等で構成されております。当連結会計年度は、新規顧客獲得によるバリューカフェテリア®システム利用料収入及び健診データの管理に付随する事務代行サービスの収入が増加いたしました。これにより、売上高は1,630,492千円（前期比10.2％増）、営業利益は500,449千円（同6.8％増）となりました。

ＨＲマネジメント事業

ＨＲマネジメント事業は、健康保険組合のより効率的な運営の支援を目的として、健康保険組合の新規設立支援のコンサルティング及び健康保険組合事務局の運営支援としての人材派遣等の業務で構成されております。当連結会計年度は、新規設立された健康保険組合への派遣等の収入が増加いたしました。また、前連結会計年度から継続する健康保険組合の設立支援コンサルティングに加え、新規のコンサルティングも受注しております。これにより、売上高は608,011千円（前期比14.5％増）、営業利益は216,768千円（同7.4％増）となりました。

② 設備投資の状況

当社グループは、バリューカフェテリア®システムの増強及び拡充などを目的とした設備投資を継続的に行っております。

当連結会計年度の設備投資（無形固定資産のソフトウエアを含む）の総額は98,962千円であり、セグメント別の主な設備投資の内容は、次のとおりであります。

イ．バリューカフェテリア事業

人員増強に伴い事務所増床や改修による内装工事費用17,776千円及びセキュリティ対策やサーバー等の情報機器等の購入に18,554千円等の投資を行いました。

なお、上記以外にバリューカフェテリア®システムの構築費（開発継続中）として17,236千円、健診予約システムの構築費（開発継続中）として2,987千円、健診結果管理システムの構築費（開発継続中）として19,789千円、健診業務支援システムとして6,457千円等の投資をしております。

ロ．ＨＲマネジメント事業

新設健康保険組合用の事務所増床や改修に伴う内装工事費用など3,345千円の投資を行いました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において金融機関より300,000千円の資金調達を行いました。

④ 重要な組織再編等の状況

当社は、平成27年５月１日を効力発生日として当社100%出資の連結子会社である株式会社バリューサポートを吸収合併しております。

⑵ 直前３連結会計年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 12 期 (平成24年12月期)	第 13 期 (平成25年12月期)	第 14 期 (平成26年12月期)	第 15 期 (当連結会計年度) (平成27年12月期)
売　上　高（千円）	1,894,825	1,943,227	2,011,020	2,238,504
経　常　利　益（千円）	300,553	314,527	252,071	328,828
当　期　純　利　益（千円）	159,471	187,266	124,707	222,546
１株当たり当期純利益　（円）	156.03	174.48	47.43	81.59
総　資　産（千円）	3,989,241	4,564,861	4,649,980	4,876,071
純　資　産（千円）	848,658	1,537,187	1,698,465	1,898,167
１株当たり純資産額　（円）	829.57	1,189.77	621.25	673.83

（注）１．記載金額は千円未満を、「１株当たり当期純利益」及び「１株当たり純資産額」は小数点第３位を切り捨てて表示しております。

２．第15期（当連結会計年度）の状況につきましては、前記(1)「①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

３．平成26年７月15日開催の取締役会に基づき、平成26年９月１日付で普通株式１株につき２株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第14期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して「１株当たり当期純利益」及び「１株当たり純資産額」を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 12 期 (平成24年12月期)	第 13 期 (平成25年12月期)	第 14 期 (平成26年12月期)	第 15 期 (当事業年度) (平成27年12月期)
売　上　高（千円）	1,501,633	1,577,247	1,718,779	2,030,010
経　常　利　益（千円）	255,440	291,696	289,354	320,845
当　期　純　利　益（千円）	130,197	174,657	161,951	264,974
1株当たり当期純利益　（円）	127.39	162.73	61.59	97.15
総　資　産（千円）	3,737,910	4,291,292	4,435,473	4,735,167
純　資　産（千円）	686,644	1,385,842	1,584,363	1,826,493
1株当たり純資産額　（円）	671.20	1,072.63	578.93	647.92

（注）1．記載金額は千円未満を、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」は小数点第3位を切り捨てて表示しております。

2．平成26年7月15日開催の取締役会に基づき、平成26年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第14期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　　本　　金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社バリューネットワークス	30百万円	100%	福利厚生代行業
株式会社バリューヘルスケア	10	100	健康管理事業及びヘルスケア商品販売業

（注）平成27年５月1日付で、当社の連結子会社である株式会社バリューサポートを吸収合併しております。

⑷ 対処すべき課題

当社グループの事業環境は、医療費適正化に向けた取り組みや予防医療の一層の充実が期待される中、社会の仕組みづくりが加速し、その実装を支える様々なビジネスを後押ししています。「日本再興戦略改訂2015」では、健康増進・予防へのインセンティブ付与などを含む、健康投資の促進を図る戦略が織り込まれています。こうした事業環境を追い風に、引き続き、高付加価値、高収益サービス化への転換を推し進め、バリューＨＲグループの強みであるデータに基づくヘルスケアサービスの盤石な事業基盤を築いていくため、以下を重点課題として取り組んでまいります。

① バリューカフェテリア®システム利用団体、会員規模の拡大

健康保険組合に対しては、従来の健康診断を中心とした保健事業支援を引き続き推進していくとともに、データヘルス計画の実施支援としてのデータ分析、分析結果に基づくアクションプランの策定、バリューカフェテリア®システムを活用したPDCAサイクルでの運営管理を推進し、ユーザ規模の拡大を図ってまいります。

企業向けには、定期健康診断の実施支援をはじめ、平成27年12月に施行された「ストレスチェック制度」に対応したメンタルヘルス対策や過重労働対策、健診結果等に基づく措置の実施を含む健康管理に関する取り組みが強化される中、産業保健領域でのサービスの提供実績を積み上げ、顧客基盤の更なる拡大に取り組んでまいります。

また、全国2,300ヶ所の健診機関との連携ネットワークを活かし、健診機関の顧客サービスの一環として、健診機関向けにもカフェテリアプラン、健診予約システムや健診結果管理システムなどを提供し、販路拡張にも努めてまいります。

② 健康保険組合の新規設立、運営支援による顧客基盤の創出

健康保険組合の設立から運営支援までのワンストップサービスを提供する唯一の企業として、潜在マーケットの開拓に取り組んでまいります。また、運営支援においては、健康保険組合のより効率的・効果的な事業運営の実現と保険者（健康保険組合）機能の強化に寄与するサービスの提供実績を積み上げ、健康保険組合や保健事業市場での信頼性並びに存在感を高めてまいります。

③ バリューカフェテリア®システムの機能拡充

データヘルス計画、健康増進・予防に向けたインセンティブ方策（ヘルスケアポイント制度）、メンタルヘルス対策や過重労働対策など健康保険組合や企業の取り組みは多岐にわたり、顧客が抱える課題もますます複雑・多様化しています。こうしたマーケット変化

や顧客ニーズを的確に捉え、健康保険組合や企業の取り組みを支える健康管理システムとして機能拡充を図り、ブランド価値を高めてまいります。

④　健診代行業務の強化及び効率化、収益力の向上

当社グループの健康管理サービスは、システムと事務代行を行う人的サービスを組み合わせることで、顧客満足度の高い、よりきめ細かいワンストップサービスを実現しております。特に健診機関及び企業、健康保険組合からの健診予約代行サービスへのニーズの増加に対応する体制を強化してまいります。また、業務量増加への対応並びにオペレーションの効率化につきましては、引き続き、業務プロセスの改善を進め、収益性の向上に取り組んでまいります。

⑸ **主要な事業内容**（平成27年12月31日現在）

当社グループは、当社並びに連結子会社（株式会社バリューネットワークス及び株式会社バリューヘルスケア）の計３社で構成されており、「バリューカフェテリア事業」及び「ＨＲマネジメント事業」を主な事業内容としております。

① バリューカフェテリア事業

バリューカフェテリア事業は、２つの主要事業（「カフェテリア事業」と「健康管理事業」）で構成されます。「カフェテリア事業」は、当社事業の中核を担うバリューカフェテリア®システムの提供と健康保険組合が行う保健事業や企業の福利厚生の分野に対して、健康の維持増進を目的とした施策や企業の福利厚生のメニューをカフェテリアプランとして提供する業務を行っております。また、「健康管理事業」では、バリューカフェテリア®システムを構成する健康管理各種サービス（健診予約システム及び健診結果管理システム、メタボ対策Ｗｅｂ支援システム、ＷＥＢ医療費明細システム）の提供とこれらのシステムを使った健康管理に付随する事務代行サービス、並びに健診機関への業務支援サービス等を行っております。なお、バリューカフェテリア事業においては、契約団体の構成人数に応じたバリューカフェテリア®システム等のシステム利用料及び健康診断の費用精算や健診結果のデータ化等の事務代行料等を主な収入としております。

② ＨＲマネジメント事業

ＨＲマネジメント事業は、健康保険組合のより効率的な運営の支援を目的として、健康保険組合の新規設立支援のコンサルティング及び健康保険組合事務局の運営支援としての人材派遣等の業務で構成されております。これにより、健康保険組合の新規設立から、健康保険組合の運営支援まで一貫したサポートを行っております。なお、ＨＲマネジメント事業においては、健康保険組合の新規設立支援に係るコンサルティング料と健康保険組合への人材派遣料等を主な収入としております。

⑹ **主要な営業所**（平成27年12月31日現在）

当　　社	本社：東京都渋谷区 弘前データセンター：青森県弘前市
株式会社バリューネットワークス	本社：東京都渋谷区
株式会社バリューヘルスケア	本社：東京都渋谷区

⑺ **使用人の状況**（平成27年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
バリューカフェテリア事業	189名	33名増
ＨＲマネジメント事業	77名	14名増
全社（共通）	16名	－
合計	282名	47名増

（注）1．使用人数は就業人員であります。
2．全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している者であります。
3．前連結会計年度末に比べ使用人数が47名増加しておりますが、主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
167名	59名増	39.6歳	4.5年

（注）1．使用人数は就業人員であります。
2．前事業年度末に比べ使用人数が59名増加しておりますが、主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したこと及び株式会社バリューサポートを吸収合併したことによるものであります。

⑻ **主要な借入先の状況**（平成27年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	1,221,300千円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	255,000千円
株式会社三井住友銀行	44,440千円

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　8,344,000株

② 発行済株式の総数　2,766,200株

（注）新株予約権の行使により、発行済株式の総数は69,600株増加しております。

③ 株主数　6,116名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
藤田美智雄	485,300株	17.54%
株式会社あまの創健	158,900	5.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	103,800	3.75
森嶋正	85,400	3.08
株式会社リロクラブ	80,000	2.89
バリューＨＲ従業員持株会	74,400	2.68
株式会社法研	60,000	2.16
吉成外史	56,600	2.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	56,600	2.04
野村信託銀行株式会社（投信口）	41,700	1.50

（注）持株比率は自己株式（34株）を控除して計算しております。

⑵ 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第11回新株予約権	第13回新株予約権
発行決議日		平成20年12月10日	平成23年12月15日
新株予約権の数		361個	650個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 72,200株 （新株予約権1個につき 200株）	普通株式 130,000株 （新株予約権1個につき 200株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 75,300円 （1株当たり 377円）	新株予約権1個当たり 70,000円 （1株当たり 350円）
権利行使期間		平成22年12月11日から 平成30年12月10日まで	平成25年12月16日から 平成30年12月15日まで
行使の条件		（注）1、2	（注）1、2
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 353個 目的となる株式数 70,600株 保有者数 5名	新株予約権の数 650個 目的となる株式数 130,000株 保有者数 3名
	社外取締役	新株予約権の数 － 目的となる株式数 － 保有者数 －	新株予約権の数 － 目的となる株式数 － 保有者数 －
	監査役	新株予約権の数 8個 目的となる株式数 1,600株 保有者数 1名	新株予約権の数 － 目的となる株式数 － 保有者数 －

		第１４回新株予約権	第１５回新株予約権
発行決議日		平成26年６月13日	平成27年６月15日
新株予約権の数		145個	341個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　29,000株 （新株予約権１個につき　200株）	普通株式　34,100株 （新株予約権１個につき　100株）
新株予約権の払込金額		当該払込金額の払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込金額の債務とを相殺する	新株予約権１個当たり 1,118円 （１株当たり　11.18円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　200円 （１株当たり　1円）	新株予約権１個当たり　182,100円 （１株当たり　1,821円）
権利行使期間		平成27年７月１日から 平成28年６月30日まで	平成28年４月１日から 平成33年３月31日まで
行使の条件		（注）1、3	（注）1、4
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数　145個 目的となる株式数　29,000株 保有者数　3名	新株予約権の数　341個 目的となる株式数　34,100株 保有者数　6名
	社外取締役	新株予約権の数　－ 目的となる株式数　－ 保有者数　－	新株予約権の数　－ 目的となる株式数　－ 保有者数　－
	監査役	新株予約権の数　－ 目的となる株式数　－ 保有者数　－	新株予約権の数　－ 目的となる株式数　－ 保有者数　－

（注）1. 新株予約権者は、新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は使用人等であることを行使の条件としております。
2. 当社株式が日本国内の証券取引所に上場された後、6ヶ月を経過していることを行使の条件としております。

3. 新株予約権者は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、単に「終値」という）が、平成26年７月１日から平成27年６月30日までの判定期間について、新株予約権の割当日の終値に50％を乗じた価額（１円未満の端数は切り捨てる）を一度でも下回った場合には、新株予約権の行使はできないものとすることを行使の条件としております。
4. 新株予約権者は、平成27年12月期及び平成28年12月期の各事業年度に係る当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、営業利益が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる場合を限度として本新株予約権を行使することができる条件としています。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき１個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとしています。また、国際財務基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとしています。
（a）平成27年12月期の営業利益が418百万円以上の場合
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の50％を当該条件を満たした場合、平成27年12月期の有価証券報告書の提出日の翌月１日から行使することができる。
（b）平成28年12月期の営業利益が459.8百万円以上の場合
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の50％を当該条件を満たした場合、平成28年12月期の有価証券報告書の提出日の翌月１日から行使することができる。
5. 平成26年７月15日開催の取締役会に基づき、平成26年９月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行いましたので、第11回、第13回及び第14回新株予約権の「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

	第15回新株予約権
発行決議日	平成27年6月15日
新株予約権の数	199個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 19,900株 （新株予約権1個につき 100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 1,118円 （1株当たり 11.18円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 182,100円 （1株当たり 1,821円）
権利行使期間	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで
行使の条件	（注）1、2
当社使用人への交付状況	新株予約権の数 199個 目的となる株式数 19,900株 保有者数 31名

（注）1. 新株予約権者は、新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は使用人等であることを行使の条件としております。

2. 新株予約権者は、平成27年12月期及び平成28年12月期の各事業年度に係る当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、営業利益が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる場合を限度として本新株予約権を行使することができる条件としています。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとしています。また、国際財務基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとしています。

(a) 平成27年12月期の営業利益が418百万円以上の場合
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の50％を当該条件を満たした場合、平成27年12月期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。

(b) 平成28年12月期の営業利益が459.8百万円以上の場合
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の50％を当該条件を満たした場合、平成28年12月期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。

3. 平成27年12月31日現在において交付時より新株予約権の数が7個減少しておりますが、これはすべて退職によるものであります。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤田 美智雄	株式会社ﾊﾞﾘｭｰﾈｯﾄﾜｰｸｽ取締役 株式会社ﾊﾞﾘｭｰﾍﾙｽｹｱ取締役
専務取締役	飯塚 功	ﾍﾙｽｹｱｻﾎﾟｰﾄ事業本部管掌 株式会社ﾊﾞﾘｭｰﾍﾙｽｹｱ代表取締役
常務取締役	大村 祐司	情報ｼｽﾃﾑ本部長 株式会社ﾊﾞﾘｭｰﾈｯﾄﾜｰｸｽ取締役 株式会社ﾊﾞﾘｭｰﾍﾙｽｹｱ取締役
取締役	佐々木 康介	営業本部長
取締役	遠藤 良恵	経営管理本部長
取締役	藤田 源太郎	ｶﾌｪﾃﾘｱ事業推進本部長
取締役	吉益 裕二	吉益公認会計士事務所代表 みずほ証券株式会社社外監査役 ﾆｯｾｲｱｾｯﾄﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ株式会社社外監査役 ﾆｯｾｲ・ﾘｰｽ株式会社社外監査役
常勤監査役	神原 剛	株式会社ﾊﾞﾘｭｰﾈｯﾄﾜｰｸｽ監査役 株式会社ﾊﾞﾘｭｰﾍﾙｽｹｱ監査役
監査役	内木 和富巳	社会保険労務士法人内木事務所代表社員
監査役	長澤 康男	長澤康男公認会計士事務所所長

（注）1．取締役吉益裕二氏は、社外取締役であります。
2．監査役内木和富巳氏及び監査役長澤康男氏は、社外監査役であります。
3．監査役長澤康男氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．当社は、取締役吉益裕二氏及び監査役内木和富巳氏並びに監査役長澤康男氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5．当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
平成27年３月27日開催の第14回定時株主総会において、吉益裕二氏が取締役に選任され就任いたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	7名 （1）	130,321千円 (4,500)
監査役 （うち社外監査役）	3 （2）	6,000 (2,400)
合計 （うち社外役員）	10 （3）	136,321 (6,900)

（注）1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．取締役の報酬限度額は、平成13年７月26日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。また別枠で、平成26年３月27日開催の第13回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額60,000千円以内と決議いただいております。

3．監査役の報酬限度額は、平成13年７月26日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。

4．上記の報酬等の額には、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度の費用計上額23,200千円（取締役６名23,200千円）を含んでおります。

③ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役吉益裕二氏は、吉益公認会計士事務所代表及びみずほ証券株式会社、ニッセイアセットマネジメント株式会社、ニッセイ・リース株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役内木和富巳氏は、社会保険労務士法人内木事務所代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役長澤康男氏は、長澤康男公認会計士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

		出　席　状　況　及　び　発　言　状　況
取締役	吉　益　裕　二	平成27年３月27日就任後、当事業年度に開催された取締役会10回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、必要に応じ主に公認会計士としての専門的見地から、議案・審議等につき適宜発言を行っております。
監査役	内　木　和富巳	当事業年度に開催された取締役会15回及び監査役会16回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、必要に応じ主に社会保険労務士としての専門的見地から、議案・審議等につき適宜発言を行っております。
監査役	長　澤　康　男	当事業年度に開催された取締役会15回及び監査役会16回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、必要に応じ主に公認会計士としての専門的見地から、議案・審議等につき適宜発言を行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　明治監査法人

（注）明治監査法人は、平成28年１月４日付をもって、アーク監査法人と合併し、明治アーク監査法人となりました。

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,600千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,600千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に準じた監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、訂正報告書に係る監査報酬の額を含んでおります。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人明治監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

⑸ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

①業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

イ．当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という）の取締役及び使用人（以下「役職員」という）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ⅰ)当社グループのコンプライアンス体制の基礎となる「企業倫理規程」に基づき、役職員の法令・定款及び経営理念の遵守に関する指針として「コンプライアンス行動基準」を定め、役職員への周知徹底を図る。

(ⅱ)当社グループのコンプライアンスを推進するため、コンプライアンス担当役員と各部門のコンプライアンス担当責任者は、コンプライアンス実践体制を構築する。

(ⅲ)内部監査部門として、執行部門から独立した内部監査室を設置し、各部門のコンプライアンス担当責任者と連携してモニタリングを実施する。

(ⅳ)法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部通報体制を整備し、「内部通報規程」に基づき、その運用を行う。

(ⅴ)監査役は内部監査室と連携し、当社の法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

(ⅵ)社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、「反社会的勢力対策規程」に基づき、一切の関係を持たない。

ロ．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行、意思決定に係る情報については、「文書管理規程」その他関連する規程・マニュアルに基づき、適切かつ確実に検索可能な状態で保存、管理する。また、取締役及び監査役が当該情報を求めたときは、適時にそれらを提供できる状態に管理する。

ハ．当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（ⅰ）当社グループは、必要に応じて社内規則またはガイドライン等を制定し、マニュアルの作成・配布、教育及び内部監査を実施して、当社グループの損失の危険を回避・予防し、または管理するものとする。

（ⅱ）緊急かつ全社的に対処する必要のある場合には、「経営危機管理規程」に基づき、対策本部を設置し、情報の収集・リスクの評価・優先順位・対応策など総括的に管理を行う。また、必要に応じて顧問弁護士等第三者の助言を受け、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整える。

ニ．当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（ⅰ）経営理念を基盤に、将来の事業環境に適応していくために、事業計画に基づき、計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、月次の利益計画を策定し、予実管理を行う。

（ⅱ）取締役会を月１回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項を決定し、取締役の職務の執行を監督する。各統括部門を担当する取締役は、取締役会において年度事業計画の進捗状況及び具体的な実行施策を報告し、効率的な業務遂行体制を構築、実施する。

（ⅲ）「組織規程」、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」等に基づき、取締役ごとの役割と責任を明確化するとともに、意思決定プロセスの簡素化等により経営における意思決定の迅速化を図る。また、重要事項については、取締役会の合議により慎重な意思決定を行う。

ホ．当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（ⅰ）当社のコンプライアンスポリシー(企業倫理規程､コンプライアンス行動基準)及び内部統制システムを準用し、その周知徹底を図る。

（ⅱ）当社子会社における重要事項は、「関係会社管理規程」に基づき、当社経営会議または取締役会の付議事項とし、経営会議または取締役会における意思決定を通じて、子会社における適正な経営体制の構築に努める。

（ⅲ）監査役は内部監査室と連携し、当社子会社に対する内部統制体制に関する監査を実施する。

ヘ．監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

（ⅰ）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役会の同意のもとに、補助すべき使用人として、監査計画に従い必要な人員を配置する。

（ⅱ）監査役を補助する使用人は、その職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役等から指揮命令を受けないこととする。

（ⅲ）当該使用人の人事評価は監査役が行い、人事異動、懲戒その他の人事に関する事項の決定には監査役の同意を得る。

ト．当社グループの役職員が当社の監査役に報告をするための体制及び報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

（ⅰ）監査役は、監査役会が定める監査計画に従い、取締役会その他の重要な会議に出席し、役職員から重要事項の報告を求めることができる。

（ⅱ）役職員は、当社グループ各社の財務及び業績に重要な影響を及ぼす事項について監査役に報告し、職務の執行に関する法令・定款違反、不正行為の事実を知ったときは監査役に遅滞なく報告する。

（ⅲ）当社グループは、監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

チ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（ⅰ）当社グループの役職員は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

（ⅱ）監査役は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査室及び会計監査人と連携し、適切な意思疎通を行うことにより監査の実効性を確保する。

（ⅲ）取締役は、監査役または監査役会からの適時な報告に対して、真摯に受け止める。

（ⅳ）監査役がその職務執行のために合理的な費用の支払いを求めた時は、速やかにそれを処理する。

リ．財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

当社グループでは、上記基本方針に掲げた体制を整備し基本方針に沿った運用を行っておりますが、その主要事項について当事業年度における概況は以下の通りです。

イ．コンプライアンスへの取り組みについて

コンプライアンス意識の徹底を図るべく定期的な教育を実施することとしており、当事業年度においては、全役職員に対し、企業におけるコンプライアンスの重要性、企業行動指針、内部通報制度、情報セキュリティなどについての教育を実施しました。

内部監査室では、コンプライアンスを監査の重点項目とし、法令・定款・社内規程などの遵守状況の監査に加え、会社の社会的責任の観点から業務対応が適切になされているかについても確認しております。

ロ．リスクマネジメントに対する取り組みについて

リスクマネジメントについては、経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策を実施することとしております。毎年、リスクの識別、分類、分析、評価を見直し、対応策の実施状況の検証を行うこととしており、当事業年度においてもこれらを実施いたしました。

ハ．取締役の職務執行状況について

当事業年度において、取締役会は15回開催され、社外取締役・社外監査役も含めて、全会全員が出席し、当社取締役会規程に定める重要事項の決定、並びに経営全般にわたる問題への対応、検討を行っております。また、経営会議が毎月開催され、各事業本部から業務進捗の報告がなされるとともに、リスク情報や問題提起に対する検討、解決に向けた意思決定を行っております。

ニ．監査役の監査の状況について

社外監査役を含む監査役は取締役会へ全会出席し、また、常勤監査役は経営会議等へ出席することにより、取締役の職務執行が適切になされているかを確認してお

ります。監査役会は、当事業年度において16回開催し、各監査役の監査に基づく監査意見について協議し情報共有しております。また、代表取締役との意見交換会(3回)、各事業本部のヒアリング(2回)を実施するほか、会計監査人及び内部監査室との協議、連携を定期的に実施し監査活動の実効性確保に努めました。

ホ．財務報告の信頼性確保の取り組みについて

内部監査室が、各業務プロセスにおける内部統制の有効性を評価し、その評価結果については会計監査人が点検して必要な改善を指摘しております。また、当事業年度においては、別途コンサルティングを導入し、内部統制並びに内部管理の全般状況を検証しました。これら活動を通じ、社内各部門に対し内部統制システムの重要性と遵守の意識徹底を図りました。

⑹ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等の決定機関を取締役会とする旨を定款に定めており、剰余金の配当等については取締役会で決議することとしております。

当社の剰余金の配当につきましては、経営体質の強化と将来の事業展開を考慮しつつ、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり普通配当金20円とすることを平成28年2月12日開催の取締役会で決議しております。

なお、当社は平成27年8月31日を効力発生日として1株当たり10円の記念配当を実施しておりますので、当事業年度における配当額は1株当たり30円となります。

連結貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,961,765**	**流動負債**	**1,617,169**
現金及び預金	1,551,942	買掛金	88,998
売掛金	208,624	一年内返済予定の長期借入金	267,384
リース投資資産	4,531	リース債務	4,930
商品	722	未払金	128,538
仕掛品	2,970	未払法人税等	48,071
貯蔵品	7,240	前受金	78,524
繰延税金資産	21,886	預り金	560,678
未収入金	121,368	営業預り金	383,118
その他	42,478	その他	56,925
固定資産	**2,914,306**	**固定負債**	**1,360,734**
有形固定資産	**2,186,977**	長期借入金	1,253,356
建物及び構築物	746,798	リース債務	3,934
土地	1,383,681	長期預り保証金	103,443
その他	56,497	**負債合計**	**2,977,904**
無形固定資産	**112,915**	**(純資産の部)**	
ソフトウエア	112,214	**株主資本**	**1,858,018**
ソフトウエア仮勘定	700	**資本金**	**447,877**
投資その他の資産	**614,413**	**資本剰余金**	**491,788**
投資有価証券	459,960	**利益剰余金**	**918,411**
営業保証金	61,171	**自己株式**	**△58**
敷金保証金	87,795	**その他の包括利益累計額**	**5,912**
繰延税金資産	5,425	**その他有価証券評価差額金**	**5,912**
その他	60	**新株予約権**	**34,235**
		純資産合計	**1,898,167**
資産合計	**4,876,071**	**負債純資産合計**	**4,876,071**

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**2,238,504**
売上原価		**1,315,145**
売上総利益		**923,359**
販売費及び一般管理費		**591,977**
営業利益		**331,381**
営業外収益		
受取利息	276	
受取配当金	2,647	
投資有価証券売却益	31,636	
その他	5,867	**40,427**
営業外費用		
支払利息	33,356	
事務所移転費用	3,361	
その他	6,262	**42,981**
経常利益		**328,828**
特別利益		
その他	7	**7**
特別損失		
過年度決算訂正関連費用	13,285	**13,285**
税金等調整前当期純利益		**315,551**
法人税、住民税及び事業税	105,966	
法人税等調整額	△12,962	**93,004**
少数株主損益調整前当期純利益		**222,546**
当期純利益		**222,546**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	430,947	474,859	763,565	－	1,669,372	5,893	5,893	23,200	1,698,465
当連結会計年度変動額									
新株の発行	16,929	16,929			33,858				33,858
剰余金の配当			△67,701		△67,701				△67,701
当期純利益			222,546		222,546				222,546
自己株式の取得				△58	△58				△58
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）						19	19	11,035	11,055
当連結会計年度変動額合計	16,929	16,929	154,845	△58	188,646	19	19	11,035	199,701
当連結会計年度末残高	447,877	491,788	918,411	△58	1,858,018	5,912	5,912	34,235	1,898,167

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,790,935**	**流動負債**	**1,552,119**
現金及び預金	1,425,079	買掛金	71,129
売掛金	169,709	一年内返済予定の長期借入金	267,384
リース投資資産	4,531	リース債務	4,930
仕掛品	2,970	未払金	127,722
貯蔵品	6,832	未払費用	10,841
前払費用	27,755	未払法人税等	47,481
繰延税金資産	17,204	未払消費税等	32,735
未収入金	124,361	前受金	44,727
その他	12,490	預り金	562,048
固定資産	**2,944,232**	営業預り金	383,118
有形固定資産	**2,182,951**	**固定負債**	**1,356,554**
建物	743,859	長期借入金	1,253,356
構築物	283	リース債務	3,934
工具器具備品	51,094	長期預り保証金	99,264
リース資産	4,033	**負債合計**	**2,908,674**
土地	1,383,681	**(純資産の部)**	
無形固定資産	**107,196**	**株主資本**	**1,786,345**
ソフトウエア	106,495	**資本金**	**447,877**
ソフトウエア仮勘定	700	**資本剰余金**	**491,788**
投資その他の資産	**654,084**	資本準備金	429,808
投資有価証券	459,960	その他資本剰余金	61,980
関係会社株式	50,200	**利益剰余金**	**846,737**
営業保証金	60,960	その他利益剰余金	846,737
敷金保証金	78,212	繰越利益剰余金	846,737
繰延税金資産	4,691	**自己株式**	**△58**
その他	60	**評価・換算差額等**	**5,912**
		その他有価証券評価差額金	5,912
		新株予約権	**34,235**
		純資産合計	**1,826,493**
資産合計	**4,735,167**	**負債純資産合計**	**4,735,167**

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**2,030,010**
売上原価		**1,188,342**
売上総利益		**841,668**
販売費及び一般管理費		**517,541**
営業利益		**324,126**
営業外収益		
受取利息	247	
受取配当金	2,647	
投資有価証券売却益	31,636	
受取賃貸料	11,620	
その他	5,006	**51,158**
営業外費用		
支払利息	33,356	
事務所移転費用	3,338	
減価償却費	11,620	
その他	6,124	**54,439**
経常利益		**320,845**
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	46,959	
その他	7	**46,967**
特別損失		
過年度決算訂正関連費用	13,285	**13,285**
税引前当期純利益		**354,528**
法人税、住民税及び事業税	102,047	
法人税等調整額	△12,494	**89,553**
当期純利益		**264,974**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本									評価・換算等		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	圧縮積立金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	430,947	412,879	61,980	474,859	1,856	647,607	649,463	－	1,555,270	5,893	5,893	23,200	1,584,363
当期変動額													
新株の発行	16,929	16,929		16,929					33,858				33,858
圧縮積立金の取崩					△1,856	1,856	－		－				－
剰余金の配当						△67,701	△67,701		△67,701				△67,701
当期純利益						264,974	264,974		264,974				264,974
自己株式の取得								△58	△58				△58
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										19	19	11,035	11,055
当期変動額合計	16,929	16,929	－	16,929	△1,856	199,130	197,273	△58	231,074	19	19	11,035	242,129
当期末残高	447,877	429,808	61,980	491,788	－	846,737	846,737	△58	1,786,345	5,912	5,912	34,235	1,826,493

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年２月22日

株式会社バリューＨＲ
　取締役会　御中

明治アーク監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　堀　江　清　久　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　来　田　弘一郎　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社バリューＨＲの平成27年１月１日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バリューＨＲ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年２月22日

株式会社バリューＨＲ
　取締役会　御中

明治アーク監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　堀　江　清　久　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　来　田　弘一郎　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社バリューＨＲの平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人明治アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人明治アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年２月24日

株式会社バリューＨＲ　監査役会

常勤監査役　神　原　　剛　㊞

監査役　内　木　和富巳　㊞

監査役　長　澤　康　男　㊞

（注）監査役内木和富巳及び長澤康男は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）今後の事業展開に備えるため、現行定款第２条（目的）に事業目的を追加し、併せて号数の変更を行うものであります。

（２）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、定款第28条及び第37条の一部を変更するものであります。なお、定款第28条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１条　（略）	第１条　（現行どおり）
第２条（目的）	第２条（目的）
当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１．～９．（略）	１．～９．（現行どおり）
（新設）	１０．有料職業紹介業
１０．～１７．（略）	１１．～１８．（現行どおり）
第３条～第２７条　（略）	第３条～第２７条　（現行どおり）
第２８条（取締役の責任免除）	第２８条（取締役の責任免除）
当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第２９条～第３６条　（略）	第２９条～第３６条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
第３７条（監査役の責任免除） 　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第３８条～第４５条　（略）	第３７条（監査役の責任免除） 　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第３８条～第４５条　（現行どおり）

第２号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、経営体制の強化を図るため取締役１名を増員することとし、取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	ふじた　みちお 藤田　美智雄 （昭和35年１月20日）	平成13年７月　当社設立 当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社バリューネットワークス取締役 株式会社バリューヘルスケア取締役	485,300株
2	いいづか　いさお 飯塚　功 （昭和29年11月８日）	平成17年５月　当社入社 当社健康管理事業本部本部長 平成19年９月　当社執行役員健康管理事業部長 平成20年６月　当社取締役健康管理事業部長 平成22年12月　当社取締役ヘルスケア事業本部長 平成23年９月　当社取締役健康管理事業本部長 平成26年３月　当社専務取締役健康管理事業本部長 平成27年５月　当社専務取締役ヘルスケアサポート事業本部管掌（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社バリューヘルスケア代表取締役	14,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	おおむら　ゆうじ 大村　祐司 （昭和36年１月23日）	平成13年９月　当社取締役情報システム本部長 平成19年９月　当社取締役バリューカフェテリア企画室長 平成20年６月　当社取締役情報システム部長 平成23年９月　当社取締役カフェテリア・システム本部長 平成26年２月　当社取締役情報システム本部長 平成26年３月　当社常務取締役情報システム本部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社バリューネットワークス取締役 株式会社バリューヘルスケア取締役	5,600株
4	ささき　こうすけ 佐々木　康介 （昭和44年７月５日）	平成15年７月　当社入社 平成18年１月　当社カフェテリア事業部長 平成19年４月　当社営業本部長 平成19年９月　当社営業部長 平成20年６月　当社執行役員カフェテリア事業部長 平成22年６月　当社執行役員営業推進部長 平成23年１月　当社執行役員カフェテリア事業本部長 平成23年９月　当社執行役員営業本部長 平成25年３月　当社取締役営業本部長 平成27年２月　当社取締役営業本部管掌（現任）	3,200株
5	えんどう　よしえ 遠藤　良恵 （昭和48年９月12日）	平成14年４月　当社入社 平成19年４月　当社経営企画室兼カフェテリア事業部長 平成19年９月　当社執行役員カフェテリア事業部長兼コーポレート室マネージャー 平成20年６月　当社執行役員コーポレート室マネージャー 平成21年６月　当社執行役員コーポレート室長 平成23年９月　当社執行役員経営管理本部長 平成25年３月　当社取締役経営管理本部長（現任）	13,200株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6	ふじた　げんたろう 藤田　源太郎 （昭和60年９月22日）	平成20年４月　当社入社 平成23年10月　当社社長室長 平成25年４月　当社執行役員社長室長 平成26年２月　当社執行役員カフェテリア事業推進本部長 平成26年３月　当社取締役カフェテリア事業推進本部長（現任）	4,600株
7	よします　ゆうじ 吉益　裕二 （昭和23年12月６日）	昭和49年11月　トウシュロス会計事務所東京事務所入所 昭和53年１月　合併により等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）へ移籍 平成26年１月　吉益公認会計士事務所代表（現任） 平成26年６月　みずほ証券株式会社社外監査役（現任） 平成27年３月　当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 吉益公認会計士事務所代表 みずほ証券株式会社社外監査役 ニッセイアセットマネジメント株式会社社外監査役 ニッセイ・リース株式会社社外監査役	4,000株
※8	なかにし　あきのり 中西　明典 （昭和21年11月11日）	昭和44年７月　厚生省入省 平成11年８月　厚生大臣官房長 平成13年１月　社会保険庁長官 平成14年９月　社会保険診療報酬支払基金理事長 平成21年３月　当社特別顧問（非常勤、現任） 平成21年９月　あいホールディングス株式会社代表取締役社長	6,000株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．吉益裕二氏及び中西明典氏は、社外取締役候補者であります。
４．吉益裕二氏は、大手監査法人の代表社員を務められ、公認会計士としての豊富な専門的知識と幅広い見識に基づき、当社の経営全般に助力をいただくとともに、業務執行の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただくため、引き続き社外取締役候補者としたものであります。同氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。なお、当社は同

氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本議案が承認可決された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

5．中西明典氏は、厚生大臣官房長や社会保険庁長官等の要職を歴任され、また事業会社の代表取締役を務められるなど、豊富な経験と高い見識を有しており、これらの経験と見識を活かし、当社の経営全般に対して有益な助言等をいただくとともに、業務執行の監督機能をさらに強化するため、当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。

6．中西明典氏は、平成21年３月より当社から顧問報酬を受けておりますが、同氏が社外取締役に選任され、就任した場合には顧問契約は解除する予定であります。また、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出を行う予定であります。

7．吉益裕二氏と当社は会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合は、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

8．中西明典氏が社外取締役に就任された場合は、会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結する予定であります。

第３号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人である明治アーク監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、つきましては、監査役会の決議に基づき、有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が有限責任監査法人トーマツを会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人は、当社の会計監査人に求められる専門性、独立性及び適切性を有し、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

（平成27年12月31日現在）

名称	有限責任監査法人トーマツ
主たる事務所の所在地	東京都港区港南二丁目15番３号　品川インターシティ
沿革	昭和43年５月　等松・青木監査法人設立 昭和50年５月　トウシュ ロス インターナショナル＜TRI＞（現デロイト トウシュ トーマツ リミテッド＜DTTL＞）へ加盟 平成２年２月　監査法人トーマツに名称変更 平成21年７月　有限責任監査法人への移行に伴い、名称を有限責任監査法人トーマツに変更
構成人員	社員（公認会計士）　533名 特定社員　43名 職員　公認会計士　2,674名 公認会計士試験合格者等（会計士補を含む）　1,181名 その他専門職　1,227名 事務職　644名 合計　6,302名
監査関与会社	3,574社（平成27年9月30日現在）
資本金	900百万円

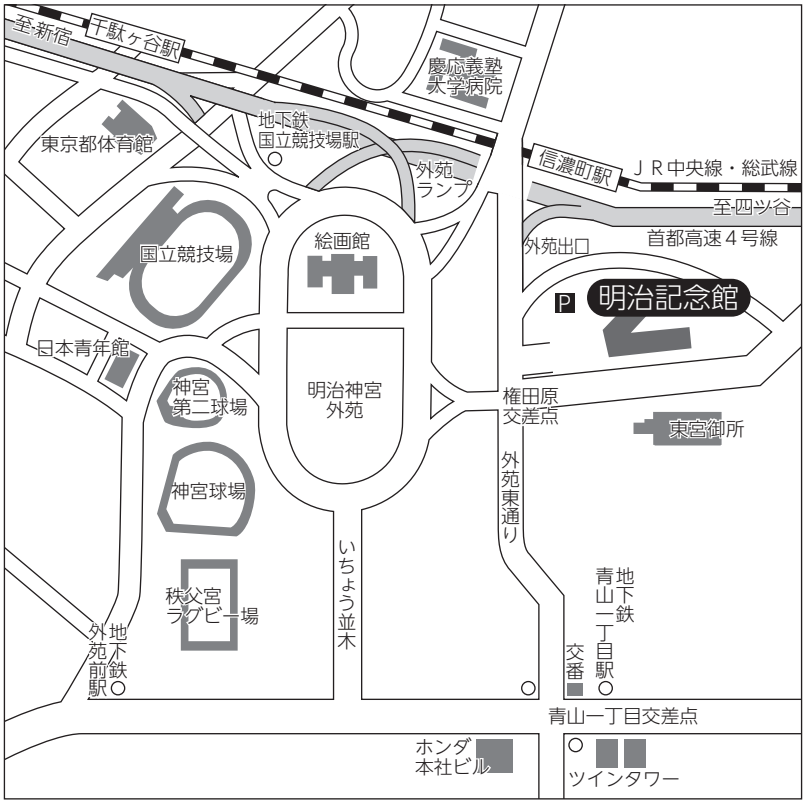
（注）会計監査人が選任された場合に、当社は会計監査人との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約の締結を予定しております。また、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会　場　明治記念館（１階　曙の間）
東京都港区元赤坂二丁目２番23号
電話　（03）3403－1171



交　通　ＪＲ〔中央線・総武線〕信濃町駅下車　徒歩３分
地下鉄〔銀座線・半蔵門線・大江戸線〕青山一丁目駅下車　徒歩６分
地下鉄〔大江戸線〕国立競技場駅下車　徒歩６分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。